平成29年3月17日 日本学術会議事務局 管理課用度·管理係

調 達 公 告

件 名 プロジェクターの購入

ボックス番号 $\widehat{1}$

数 量 1台(レンズ含む)

作業内容 別紙仕様書の通り

履行期限 平成29年3月31日

見積提出期限 平成29年3月24日(金)正午まで

(郵送の場合は3月23日(木)18:00まで)

見積書提出先及び

T 106-8555

東京都港区六本木7-22-34 仕様書交付先

内閣府日本学術会議事務局管理課用度•

管理係

Tel 03-3403-1930

担当者名 用度·管理係参宫、小畠

競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項

①別添の「オープンカウンター方式について」を参照

②参加者は、見積り書の提出をもって

「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

仕 様 書

- 1 件 名 プロジェクターの購入
- 2 業務概要 講堂映像設備のプロジェクターについて、経年劣化等により投 影画像が不鮮明なことから、新たに高性能な製品を1台購入する もの。
- 3 場 所 日本学術会議庁舎 講堂
- 4 履行期限 平成29年3月31日
- 5 業務内容 新規品は講堂棟1階に設置し、講堂内のスクリーンに正常に投影できるよう調整・確認する。
- 6 製品仕様

主な仕様は次のとおりとし、例示品又は同等品により施工すること。

- ●明るさ 11,000ルーメン以上
- ●アスペクト比 16:10
- ●液晶パネル画素数 1280×800×3
- ●映像入力端子 ミニ D-Sub mini 15pin 、S 端子、HDMI、HDBASE-T、5BNC、1BNC
- ●投影距離 25m以上
 - ※ (25 m先のスクリーン (W500mm×H375mm) に投影可能 なもの、ただし、今回設置予定個所はスクリーンから 5 mを予定)
- ●電源 AC100V

<例示品>

製 品:エプソン EB-Z11000W 1台 レンズ:エプソン ELPLU04 1個

- ※ レンズについては、当面1階での使用を予定のため短焦点レンズを 購入するが、今後2階映写室、天井等設置も視野に入れ、中長点レン ズに付け替えることができるプロジェクターであること。
- ※ 同等品により施工しようとする者は、見積書提出前に担当係の承認を得ること。

7 その他

(1) 詳細に関しては、現地調査を実施し見積書の作成に当たることとし、当該

履行に係る一切の諸費用を計上すること。

- (2) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義を生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当係と協議の上、決定、解釈を図ること。
- (3) 調整及び確認 新規品が正常に投影できるよう調整・確認し、担当官の承認を得ること。

(参考仕様)

型番	EB-Z11000W
方式	3LCD(三原色液晶シャッタ式投映方式)
明るさ	11,000lm以上(全白及びカラー共に)
コントラスト比	15000:1以上(オートアイリス標準/高速)
液晶パネル画素数	1280 × 800 × 3
色再現性	フルカラー10億7000万色
本体サイズ(WxDxH)	534mm×741mm×197mm以下
重量	約24.2kg以下(レンズ含まず)
最大消費電力(待機時)	1120W(2.7W)以下
騒音値	40db以下
映像入力端子	ミニD-Sub15pin、S端子、HDMI、HDBASE-T、5BNC、1BNC
保証期間	3年代替機付
投写レンズ	ズーム:電動 フォーカス:電動 レンズシフト方向:上下60%、左右18%
その他	設置箇所からスクリーン全面に投写できるレンズを有する事(参考商品:ELPLW04)
	幾何学歪み補正
	ダイレクトパワーオン、ダイレクトシャットダウン
	ランプリレー
	ランプ2灯式
	節電モード

型番 重量 F値	ELPLW04
重量	2860g
F値	1.8-2.26
f(mm)	27.32-37.04
ズーム倍率	1.37

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について入札書又は見積 書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。) ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表) 等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして いるとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。